≪回覧≫ **西入間警察署だより**（令和7年3月号）

みよしの

広報発行

西入間警察署
049−284−0110
三芳野駐在所
049−282−0062

駐在つぶやき

令和7年3月上旬をもって、私は三芳野駐在所を離任し、県中部の警察署へ異動となりました。本来であれば、この三芳野地区の一軒一軒を巡り、これまでのご厚意に対する御礼をお伝えしたいところですが期日の都合もあり叶いませんので、紙面にて失礼致します。本当に、本当に！ありがとうございました！また、新しい勤務員をよろしくお願いいたします！。

日頃から交通安全意識の向上、また、児童の登下校時間帯における多くの皆様の見守り活動を、とても心強く思い感謝いたします。

私も可能な限り活動させていただいていますが、私1人で三芳野地区全域の登下校を見回る事は…残念なことに叶いません。地域の絆に感謝します。

そこで･･･

児童等に対する見守り活動の法的根拠について参考になればと思います。

§道路交通法第14条第４項（要約）

児童（6歳～13才未満）又は幼児（6歳未満）が、通学や通園のため通行している場合、交通事故防止のため誘導・合図その他の措置をとることが必要と認められる場所に居合わせた**警察官“等”**は、これらの措置をとり児童等が安全に通行できるよう努めなければならない。

とあり、[警察官]とは例示です。つまり、見守り活動のため交差点に立つ皆さまの善意の行動は、きちんと法律に基づいた行為ですから、**自信を持って**、**大きな身振り手振りで分かり易く(ゆっくりと)**、**児童等の安全確保**に努めていただけます。また、児童等のみならず、同条第1項や第5項により、高齢者や身体に障害や支障のある横断者に対しても、同様になります。

重要！

ご自身の安全確保が第一

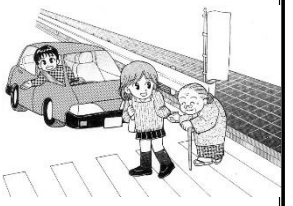

車両の前に出て自分が盾となり停車を求めるのでなく、合図をして**停車を確認の後**に横断してもらいましょう。児童等を守りながら、**ご自身の身も守る事**も重要です。団結する地域の皆々様の意思統一を図りながら、大きな事故の無い三芳野を継続していきましょう！。

元気な三芳野っ子と温かく見守る目が大好きですが、お体は無理なさらずに！。

≪ 回 覧 ≫ **西入間警察署だより（３月）裏面**

三芳野駐在所 049-282-0062

姿形を変え忍び寄る特殊詐欺

昨今、出会い系で知り合った者から副業の投資話を持ち掛けられる複合的なものも出ています。こうなってくると、、、被害者の年齢幅も拡大していくのではないかと懸念しておりますので、賢明な三芳野地区の皆様に御協力いただき、若い世代と『サギの話』をしてください！。

特殊詐欺に遭うのは高齢者だけではありません！家族や親戚、甥っ子姪っ子、近所でよく知る働き盛りなど、サギについて知り得た情報を共有し、ダマされない三芳野地区にしていきましょう！。

こんな犯人に
大切なお金を
絶対に渡さないために、
１人１人が我が身のこと
と考え注意しましょう！

確実な戸締り・不用意に玄関を開けない インターフォン越しに確認を！

- **不必要な電話にはでない！**
- **不審者は玄関等に入れない！**

を意識付け、防犯意識の高い三芳野であり続けましょう。

飛込み営業による訪問者であっても、チラシや名刺すら置いていかない事案が多発しています･･･変ですよね？。

何気ない世間話をしただけであっても、

“孫が遊びに来た” ⇒ （若夫婦は居ないんだな）
“リフォーム等する” ⇒ （自宅に現金あるかも）
“いつも家にいる” ⇒ （孤独で情報共有されてないな）
などなど、個人情報の断片が垣間見えます。

不審者を**110番**していただき、情報共有を図りましょう。

過ぎた時間(6年間)を'早かった'と感じられるのは幸せ。本当にありがとうございました。